

認定取得 ～理事の思い～



阿部 和久

活動に取り組む真摯な思いが特に変わることはありません。しかしこれを良きチャンスととらえ、「新たなることへのチャレンジを」と思っております。

伊藤 美子

34年前に産声をあげたあかねグループ、平成28年2月3日に待ちに待った認定NPO法人になりました。

平成24年に「100名の寄附者(支援者)があれば申請できる」という認定基準のポイントが発表され、会員の協力、認識とともに準備を進め、申請できる状態になりました。

審査は厳しく、3年分の保存書類、正しい決算報告、遅れのない納税等のチェックをクリアしての認定決定です。審査担当官の「今のレベルを保ち崩さないように！」が耳に残ります。

税制上の措置以外にも、経理や組織のあり方を見直すことで内部管理がよりしっかりし、地域社会からの認知度や信用が高まります。

これから、より公益性の高い活動を展開してまいります。

大内 郁子

認定NPO法人を取得したことにより、私たちも心構えをしっかりと持ちたいと思います。私の担当しているふれあいサロンも、地域に根ざした集まりやすい、楽しい場所にしていきたいと思っています。

小嶋 妙子

認定NPO法人の取得ができ、一層公益性の高いNPOという信用と信頼を得ながら、地域・社会のために頑張りましょう。

武田 美江子

認定特定非営利活動法人あかねグループの誕生に喜びと思い責任を負って身を引き締め、福祉の街づくりの一員として努力して参りたいと思います。ご支援よろしくお願い致します。

八木 吉美

認定NPO法人取得の喜びを共に分かち合いながら、来る介護保険制度改正に向けてあかねの理念を再確認し、地域の中で何が出来るかを共に考え、実践して行きたいと思っています。

寄附に伴うご寄附者への「税制優遇」について

認定NPO法人は国民より寄附を受けることで事業を活性化させます。その対価として、寄附をした個人は寄附金控除を受けられます。

【個人が認定NPO法人に対し寄附をした場合】

所得控除又は税額控除のいずれかを選択し確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。また、仙台市が条例で指定した認定NPO法人に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

【法人が認定NPO法人に対し寄附をした場合】

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

※確定申告等の詳細は、国税庁ホームページを参照、または最寄りの税務署へお問い合わせください。